

第1部 あきた子ども・若者プランに基づく施策の実施状況

1 第3次あきた子ども・若者プラン

(1) プラン策定の趣旨

県では、県民総参加による青少年健全育成運動を進めるための指針として、昭和47年に「秋田県青少年育成総合基本計画」を策定し、以後、社会経済情勢の変化を踏まえ、平成18年の第9次計画まで見直しを行ってきた。

国では、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、平成22年7月に策定された「子ども・若者ビジョン」を、平成28年2月に見直し、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。

本県においても、平成23年3月に策定された「あきた子ども・若者プラン」及び平成28年3月に策定された「第2次あきた子ども・若者プラン」における取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえつつ、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むための取組を推進するため、「第3次あきた子ども・若者プラン」を令和3年3月に策定した。

(2) プランの位置づけ

プランは、子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけられるものであり、今後の県の子ども・若者育成支援の基本的な指針となるものである。

また、このプランは、県政運営の指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」及び「新秋田元気創造プラン」、人口減少の克服と秋田の創生の実現を目指す「第2期あきた未来総合戦略」、子ども・子育て支援の総合的な推進について定めた「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」などの個別計画との整合性を図りつつ、方向を整理している。

(3) プランの対象となる子ども・若者の範囲

子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とするが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も少なくないことから、これらの若者もプランの対象とする。

(4) プランの推進期間

本プランの推進期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間である。

<第3次あきた子ども・若者プランについて>

プラン策定の趣旨

- 青少年健全育成運動を進めるための指針として「秋田県青少年育成総合基本計画」を策定し、第9次計画まで見直し
- 国が平成28年2月に見直した「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえつつ、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むための取組を推進するため「第3次あきた子ども・若者プラン」を策定

プランの性格と推進期間

- 県の子ども・若者育成支援の基本的な指針
- 対象とする「子ども・若者」は0歳～30歳代
- 推進期間は令和3～6年度の4年間
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけ

プランの推進体制

- 「秋田県青少年健全育成審議会」等に施策の推進状況を報告し、意見を聴きながら推進
- 県の関係各課が市町村や民間との連携を強めながら、一体となった取組を推進

目指す社会

子ども・若者を尊重し、全ての世代が支え合いながら共に生きる社会

政策展開に当たっての基本的な視点

- 1 社会を構成する担い手として子ども・若者を位置づける**
子ども・若者と大人がお互いを尊重しあいながら、社会を構成する担い手として共に生きていく。
- 2 子ども・若者の置かれている状態に応じて支援する**
一人ひとりの置かれた状況、発達段階、性別等に応じたきめ細かな支援を行う。
- 3 多様な主体による取組とネットワーク化を促進する**
社会を構成する多様な主体の連携を推進していくとともに各主体が情報を共有しながらネットワーク化を図る。

基本目標

- ①子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり
- ②困難を有する子ども・若者の支援
- ③秋田の未来を切り拓く子ども・若者への支援

子ども・若者の成長に応じた施策を展開

乳幼児期（生まれる前～5歳）

- 施策1 安心して出産できる環境の整備**
母子保健対策や周産期医療体制の充実など、安心して出産できる環境づくりを促進
- 施策2 子育てやその支援の充実**
就学前の保育の受け皿を充実、父親の育児参画や企業の仕事と子育ての両立支援を促進
- 施策3 要保護児童に対する支援**
児童虐待防止に向けて早期発見・早期対応の取組強化、「里親制度」の普及と啓発
- 施策4 支援を必要とする親へのサポート**
ひとり親家庭への生活・就業支援やDV対策を推進

結婚・出産

青年期（おおむね18歳～）

- 施策1 職業能力開発・就労等の支援**
就業のための能力開発への支援や、就職マッチング機会の拡大等による県内定着・回帰を促進
- 施策2 多様な学びの場の確保**
県民の多様で高度な学習ニーズに対応するため、体系的かつ総合的な学習機会を提供
- 施策3 地域の活力を担う若者の支援**
若者による地域活性化の取組を促進、地域で主体的に行動する若者を育成・支援
- 施策4 出会いと結婚・子育て等への支援**
若者の出会い・結婚を支援、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進
- 施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援**
ニートやひきこもり状態にある若者の自立に向けたサポートを強化

学童期（6歳～12歳）

- 施策1 心身の健康づくりの推進**
スポーツを通じた体力の向上や人格形成など、心身両面の健康づくりに向けた取組を充実
- 施策2 家庭や地域の教育力の向上**
家庭教育支援体制の充実や、放課後児童クラブ等における子どもの居場所づくりを促進
- 施策3 安全・安心な環境の確保**
安全・安心な地域づくりを促進、インターネットセーフティを推進
- 施策4 要保護児童に対する支援**
障害のある子どもの状況に応じた支援・指導、児童虐待の防止対策や児童ポルノ等の犯罪対策を推進

思春期（13歳～おおむね18歳）

- 施策1 心身の健康づくりの推進**
体力づくり・スポーツ活動や心の健康づくり・自殺予防の取組を推進
- 施策2 個性と創造力を育む教育の推進**
少人数学習やICTを活用した学習を推進、男女共同参画等について考える教育を充実
- 施策3 ふるさとへの愛着の醸成、国際的視野の育成**
ふるさとと触れ合う機会を充実、国際理解・国際交流を促進
- 施策4 社会参加・参画機会の拡大**
地域社会の一員であることの自覚を高めるため、ボランティア活動の促進や文化活動を推進
- 施策5 社会への旅立ちの支援**
キャリア教育の推進や、進路指導・就職支援等の充実、教育に係る経済的負担を軽減
- 施策6 無業の若者・障害のある若者への支援**
無業の若者や障害のある若者に対し、進路相談や就労支援等を実施
- 施策7 若者を非行・事件から守る取組**
インターネット利用による犯罪被害等から子どもたちを守る取組を推進

義務教育期（6歳～15歳）

- 施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進**
子ども一人ひとりに確かな学力を定着させつつ、ふるさと教育や多様な体験活動を推進
- 施策2 小・中学校の連携の推進**
義務教育9年間を通じた、連続性のある教育活動を展開
- 施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進**
学校・家庭・地域社会が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進
- 施策4 いじめ防止と困難を有する子どもへの支援**
いじめ認知後の即時対応や不登校対策を推進